

市民税・県民税 申告お知らせ号

税の申告（市民税・県民税申告、確定申告）の時期が近づいてきました。申告が必要な方はお早めに準備し、申告期間内に申告をお願いします。

目次

- 2面…申告書の提出が必要な方、申告方法
- 3面…市民税・県民税申告に必要なもの、よくある質問
- 4面…厚木税務署からのお知らせ（所得税確定申告）

申告期間

2月2日(月)～3月16日(月)

市民税課窓口・一部の公民館で申告の相談を受け付けます。
いずれの会場とも予約制ではありませんので直接会場までお越しください。

市民税課窓口

期間 2月2日(月)～3月16日(月)

時間 8時30分～17時15分

「市民税・県民税の申告」の相談を受け付けます。受付で番号札を交付し、順番に対応していきます。なお、次の場合は、順番を待たずに受付で申告書を提出できます。
・申告書を作成済みの方で、対面での申告内容の確認が不要な方
・申告書に添付した源泉徴収票や各種控除証明書のとおり税額の計算を希望する方

公民館

期間 2月12日(木)～3月6日(金)

時間 9時～14時 ※詳しくは下表参照

「市民税・県民税の申告」と「所得税の確定申告（年金・給与収入のみの方）」の相談を受け付けます。受付で番号札を交付し、順番に対応していきます。番号札は、各会場とも8時30分に配布を開始いたします。配布した番号札に受付予定時刻が記載されていますので、参考としてください。（状況によって時間が前後する場合があります。）

公民館申告会場日程表

実施日	会 場
2月12日 (木)	睦合南公民館
2月16日 (月)	南毛利公民館
2月19日 (木)	相川公民館
2月20日 (金)	依知南公民館
2月24日 (火)	小鮎公民館
2月26日 (木)	依知北公民館
3月2日 (月)	荻野公民館
3月3日 (火)	荻野公民館
3月6日 (金)	玉川公民館

※申告会場については、会場確保、人員配置等の都合により決定しております。
※待ち時間が長くなることがあります。確定申告をされる方で時間に余裕が無い方については、厚木税務署で申告していただくか、自宅からの電子申告をおすすめします（申告方法は4面参照）。
※睦合西公民館については、長寿命化工事のため今年度の申告受付は実施いたしませんので、ご承知おきください。



公民館会場の注意事項

- 所得税の確定申告のうち、次の申告については公民館会場で相談ができませんので、厚木税務署へお問い合わせください（4面参照）。ただし、事前に作成された確定申告書は、お預かりできます。
 - ① 事業所得（営業・農業）
 - ② 不動産所得
 - ③ 土地等の譲渡に関する分離課税所得
 - ④ 総合譲渡所得
 - ⑤ 一時所得（生命保険の解約返戻金など）
 - ⑥ 株式及び先物取引等の所得
 - ⑦ 雑損控除
 - ⑧ 年末調整以外で住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
 - ⑨ 過年分の申告
 - ⑩ 厚木市外にお住まいの方の分の申告

- 医療費控除を適用する場合は、医療費控除の明細書が必要となります（3面参照）。事前に作成して会場へお持ちください。

1 市民税・県民税申告が必要な方 (確定申告は厚木税務署へ。詳しくは4面参照)

令和8年1月1日に市内在住の方は、原則、市民税・県民税の申告が必要です。

●申告が必要な方

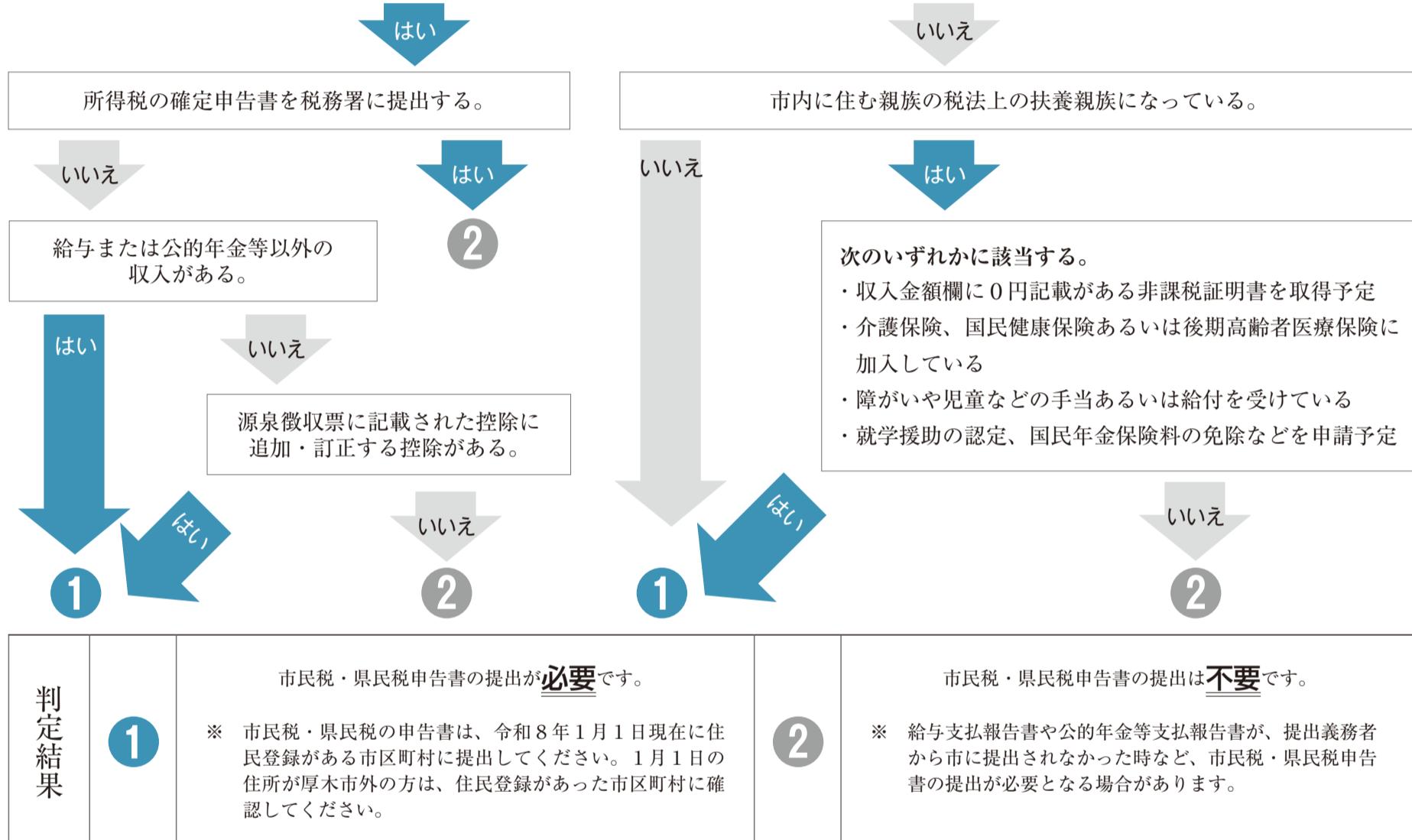
- ① 税務署へ所得税の確定申告をしない (※)
- ② 給与・公的年金等以外に所得がある
- ③ 勤務先から厚木市に給与支払報告書が提出されない
- ④ 年末調整等で適用を受けていない生命保険や地震保険、医療費、扶養控除などの適用を受ける

- ⑤ 昨年所得はないが、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合や、障がい、児童などの手当・給付等を受けている
- ※ 公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、厚木税務署で確定申告をしてください。

簡易判定表

市民税・県民税申告が必要か判定できます。
世帯ではなく、個人ごとで判定してください。

昨年中（1月1日～12月31日）の1年間、課税対象の収入がある。
(遺族年金・障害年金・失業保険などは課税対象外)



2 申告方法 (窓口、郵送、インターネット)

例年、窓口が大変混雑しますので、郵送・インターネットでの申告を推奨しています。市民税・県民税申告書の発送は、1月22日(木)を予定しています（3面参照）。

郵送

- 【手順1】必要書類を準備（必要なものは3面参照）。
- 【手順2】郵送された申告書を記入。
- 【手順3】申告書同封の返信用封筒に手順1、2で作成・準備した書類を入れ、ポストへ投函。収受日付印のある申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ※ 源泉徴収票や控除証明書のとおりに税額計算を希望する場合は、所得金額や控除金額の計算されていない申告書を送付していただいてもかまいません。

対面での申告が不要な方は、郵送申告が便利です。

インターネット

- 【手順1】必要書類を準備（必要なものは3面参照）。
- 【手順2】インターネットで「厚木市住民税試算システム」と検索し、申告書データを作成。
- 【手順3】システムから手順2で作成した申告書データを送信。
- ※ 送信には、郵送された市民税・県民税申告書の右下に記載してある8桁の番号（宛名番号）が必要です。

●受付期間 令和8年2月2日～24時間受付

詳しくは、厚木市 市民税・県民税電子申告

検索



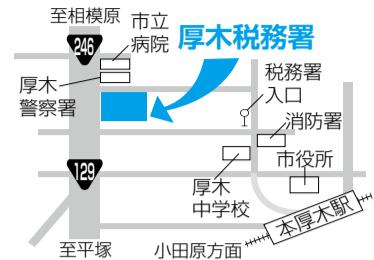
スマートフォンの方はこちら

厚木税務署からのお知らせ～確定申告会場の開設日程～

期間 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜、祝日を除く。ただし、3月1日(日)は相模原税務署において相談・受付を行います。相模原税務署の駐車場はご利用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。)

時間【受付】8時30分～16時 【相談】9時～17時

問 厚木税務署☎221-3261(代) ☎243-8577 厚木市水引1-10-7(郵送提出の場合の送付先)



令和7年分の確定申告は事前のマイナポータル連携で簡単に！

◆書かない確定申告～マイナポータル連携により自動入力～

- マイナポータル連携を利用する方が増えています！

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能で、確定申告書の作成が非常にスムーズになります。

- マイナポータル連携にはこんなメリット！

- ・医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ・確定申告書の該当項目へ自動入力
- ・書類の管理・保管が不要

※マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です。



マイナポータル連携
の詳細はこちら



◆税理士による無料申告相談会～申告書を作成できます～

月 日	会 場	時 間
1月28日(水) 29日(木) 30日(金)	愛川町文化会館 3階大会議室	受 付 9:00～15:00
2月5日(木) 6日(金)	厚木市文化会館 4階集会室A・B (共催: 厚木市)	相 談 9:30～16:00

○ ①事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額が300万円以下の方の所得税と個人消費税②年金受給者及び給与所得者の所得税の申告書を作成できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得や先物取引、住宅借入金等特別控除初年度、贈与税・相続税の申告や相談などを除きます）。

○ 1月13日（火）からオンラインによる事前申込を受け付けています。詳細は以下の事前申込サイトを参照してください。
なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

○ オンライン事前申込サイトの操作方法についてのお問合せはコールセンター（☎ 050-1792-4600）へ。

○ 当日入場整理券の配付は8時30分から先着順になります。



[事前申込の締切日]
愛川会場: 1月25日(日)
厚木会場: 2月2日(月)



Web
事前申込
https://coubic.com/tochi115/booking_pages

※ LINEの名称は、LINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

◆厚木税務署「確定申告会場」へ来場される方◆

◆ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただけます

○ 持ち物 ①マイナンバーカード、②マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード2種類（利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書）、③スマートフォン④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

◆確定申告会場への入場には、LINEによるオンライン事前予約が必要です

○ 国税庁LINEアカウントを友達追加して事前予約ができます。当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが無くなり次第終了となりますので、LINEによる事前予約をご利用ください。

◆マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

○ 有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続き等のご利用ができません。特に確定申告期は、市町村の更新窓口の混雑が予想されますので、お早目に更新手続きをお願いします。

○ マイナンバーカードのパスワードをお忘れの場合は再設定を行う必要があります。国税局LINE公式アカウントの友だち追加はこちから



◆1月5日(月)～2月13日(金)に厚木税務署での相談を希望される方へ

○ 来署しての相談を希望される場合、LINEによるオンライン事前予約又は電話による事前予約が必要です。当日の入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

◆その他

○ 厚木税務署の駐車場は非常に狭いのため、駐車台数に限りがあります。確定申告期間中、駐車場が満車の場合の入庫待ちはできませんので、お車での来場はご遠慮ください。

○ 自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する場合は作成コーナーをご利用ください！

●確定申告書第二表は市民税・県民税の計算に影響しますので記入後は確認を●

確定申告書第二表記入箇所の例

○配偶者や親族に関する事項(第1～9回、99回)		姓 名	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
		姓 名	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
○事業者に関する事項(第2回)		被扶養者	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
		被扶養者	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
○住民税・県民税に関する事項		被扶養者	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
		被扶養者	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
○扶養控除に関する事項		被扶養者	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所
		被扶養者	個人番号	被扶養者	生年月日	障害者	勤務地	住 所

確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」、「住民税に関する事項」欄の記載に不備があると、市民税・県民税の計算に影響しますので、ご注意ください。

①同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族

該当する方がいる場合は、「配偶者や親族に関する事項」に氏名、生年月日等を記入していただき、住民税の「同一」や「16」の欄に○を記入します。

②寄附金税額控除

市民税・県民税で控除対象となる寄附金(ふるさと納税など)を申告する場合は、寄附金額を記入します。

③配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

配当所得や株式等譲渡所得を申告し、特別徴収された県民税（配当割、株式等譲渡割）がある場合は、その金額を「配当割額控除額」「株式等譲渡所得割額控除額」欄にそれぞれ記入します。

④給与・公的年金等以外の所得に係る住民税

の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税は、徴収方法を選択できます。給与から差し引きを希望する場合は「特別徴収」欄に○を記入。納付書で納付を希望する場合には、「自分で納付」に○を記入。選択がないと、原則、全額特別徴収となります。